

令和 8 年度（2026 年度）釧路市営住宅の公募における 抽選・倍率優遇方式による入居者の選考について

1 入居者の選考方法の変更

(1) 抽選・倍率優遇方式について

申込者多数の場合は、申込者に抽選番号を交付して抽選で入居者を決定します。抽選番号交付の際に、「世帯状況による優遇」と「申込年数による優遇」により、通常 1 個の抽選番号を複数個増やして交付する優遇制度を設けています。

※ 優遇制度が適用されるのは定期募集のみです。随時募集は対象外です。

① 世帯状況による優遇（当選確率の引き上げ）

申込書に、氏名、生年月日、続柄、障害等級、その他の世帯状況を記入して申し込みされると、連続申込年数による優遇のほか、世帯状況に応じて抽選番号の個数を加算します。

なお、複数項目に当てはまる場合は、個数の多い項目のみ採用します。

〔世帯状況による抽選番号個数表〕

世帯項目	世帯状況	加算 個数
特別障がい者世帯	次のいずれかに該当する方がいる世帯 ・身体障害者手帳 1・2 級の交付を受けている方又はこれらに準ずる方 ・精神障害者保健福祉手帳 1 級の交付を受けている方又はこれに準ずる方 ・療育手帳 A 判定の方又はこれに準ずる方 ・障害者控除対象者認定書の交付を受けている要介護 4～5 の方 ・戦傷病者手帳の特別項症から第 3 項症の方 ・原子爆弾による被爆者の方	3 個
障がい者世帯	次のいずれかに該当する方がいる世帯（上記「特別障がい者世帯」に該当する者を除く。） ・身体障害者手帳の交付を受けている方又はこれに準ずる方 ・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方又はこれに準ずる方 ・療育手帳の交付を受けている方又はこれに準ずる方 ・障害者控除対象者認定書の交付を受けている要介護 1～3 の方 ・戦傷病者手帳の交付を受けている方	2 個
学齢児童世帯	小学校卒業前の子どもがいる世帯	
ひとり親世帯	入居申込者と 18 歳未満の子のみで入居しようとする世帯	
多子世帯	同居しようとする方の中に、18 歳未満の子どもが 3 人以上いる世帯	
多家族世帯	入居しようとする方が 5 人以上いる世帯。	1 個
若年夫婦世帯	入居しようとする方及び同居しようとする方が夫婦（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方その他婚姻の予約者を含む）のみであり、入居の申込みをする日における夫婦の年齢の合計が 70 歳以下である世帯	
60 歳以上世帯	次のいずれかに該当する世帯 ・入居しようとする方全員が 60 歳以上である世帯 ・60 歳以上の方と、①その方の配偶者（内縁又は婚約者含む）、②18 歳未満の子ども、③障がい者に当てはまる方のみで入居しようとする世帯	1 個

② 世帯の所得状況等による優遇（当選確率の引き上げ）

- ・世帯の月額所得（各種控除後）が 0 円となる場合は抽選番号が加算されます。（上限 1 個）

③ 連続申込年数による優遇（当選確率の引き上げ）

- ・各年度の定期募集のうち、いずれかの募集に毎年度連続して1回以上申込みされている方は抽選番号が加算されます。
- ・毎年度、申込みを続けると、その連続した年数に応じて抽選番号の個数が増えていきます。初年度に1個交付され、2年目から1個ずつ増えます。ただし、連続申込みによる優遇での抽選個数は、3個が上限となります。
- ・連続申込年数は、年度を単位に計算しますので申込回数とは一致しません。
- ・次の項目に該当した場合、連続申込年数の加算は消滅し1年目（1個）に戻ります。
 - (イ) 申込者を変更した場合
 - (ロ) 年度内の定期公募で1回も申込みをしなかった場合
※申込みをした後、辞退した場合も含む
 - (ハ) 当選又は繰上当選した後に、入居を辞退した場合
※当選後に連絡が取れず無効となった場合も含む

④ 特定目的住宅（子育て・新婚世帯向け住宅）の公募について

- ・申込者が多数の場合は抽選で入居者を決定。
- ・特定目的住宅には世帯状況による優遇は設けず、抽選番号（通常1個）を交付します。
- ・連続申込年数による優遇（上記③）については適用されます。

(2) 抽選票の交付について

申込み受付後に、公開抽選会の抽選票を交付（郵送受付の場合は、1週間程度前に郵送）します。抽選票は、抽選番号や公開抽選会の日程をお知らせするもので、「世帯状況による優遇」などにより加算された個数分の抽選番号が記載されています。（抽選番号の指定はできません。）

(3) 抽選方法について

定期募集の抽選は、一つの住宅につき1回行い当選者1名を決定します。

(4) 入居補欠者の選考

入居補欠者を当選者とは別に数名（2名程度）選考します。当選者が辞退又は資格審査等により失格となった場合は、同じ住宅に申込みされた方のうち、補欠1番の方から順に繰上当選となります。

- ・繰上当選の効力は、当選者の辞退等がなく繰上げできないときに失効します。
- ・次回募集までに繰上当選の通知がない場合も効力が失効します。

(5) 抽選結果の確認方法

- ① 釧路市住宅公社の窓口に掲示（公開抽選会の翌日以降）
- ② ホームページで掲載（公開抽選会の翌日以降）
- ③ 当選者には、公開抽選会から1週間以内に当選通知を郵送
※落選者への通知はありません。